

# GLOBE

グローブ 2015 秋

83



(公財) 世界人権問題研究センター

---

# 原谷・開拓魂

---



戦後間もなく食糧事情の悪化や復員者の増加に対処するため、戦後開拓がはじまります。京都市内でも 1948 年 10 月 12 日、旧満洲（中国東北地方）からの引揚者 19 戸、80 名ほどの方々が、市北西部の丘陵地にある原谷地区に入植されました。洛北開拓農業協同組合も組織され、2008 年に解散されるまで、総面積 55ha を開拓し、戦後京都の開拓事業に尽力されました。原谷中央公園にはこの戦後開拓事業を記念した「開拓魂」という記念碑が建立されています。

# GLOBE

GLOBE No. 83 2015 autumn 目次

|       |   |        |    |
|-------|---|--------|----|
| 連 載   | 新しい人権問題への対応 ……………                           | 大谷 實   | 2  |
| 外部寄稿  | 京都府自殺対策に関する条例について ……                        | 大辻 忍   | 4  |
| 連 載   | アジア諸国と人権(その四二) ……………                        | 安藤 仁介  | 6  |
| 研究第一部 | 「死」について考えてみよう<br>↳ヨーロッパ人権裁判所「ランベール事件判決」↳ …… | 中井伊都子  | 8  |
| 研究第二部 | 生活困窮者自立支援法がスタートしました ……                      | 矢野 亮   | 10 |
| 研究第三部 | 「マクレーン判決」再考 ……………                           | 古屋 哲   | 12 |
| 研究第四部 | 数字でみる女性雇用者の<br>低賃金労働の実情 ……                  | 米田 眞澄  | 14 |
| 研究第五部 | 人権・同和教育のいま<br>↳マイノリティのエンパワメントへの思い ……        | 阿久澤麻理子 | 16 |
| ガイド紹介 | 新人ボランティア人権ガイドの紹介 ……                         | 富楽 明美  | 18 |
| 人権の窓  | 「京都市暴力被害者<br>ワンストップ相談支援センター」への期待 ……         | 井上摩耶子  | 20 |
| 事業案内  | 2015年度 人権大学講座 ……………                         |        | 23 |

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「アオゲラ」(留鳥) 11月京都府立植物園にて <(公財)叡天神山保存会理事 外村修氏提供>

## 新しい人権問題への対応



研究センター理事長  
学校法人同志社総長

### 大谷 實

日本国憲法は、14条以下で基本的人権を詳細に規定しているのですが、それらの人権規定は、過去の歴史において人権が侵害されることの多かった類型を取り上げて列挙したものですから、すべての種類の人権を掲げたものではありません。

そうだとしますと、時代や社会の変革にともなって、幸福の追求に支障をきたす事態が生じた場合、憲法上の人権規定がないといった理由で放置しておくわけにはありません。そうした事態を救済するために、新しい人権として憲法上保障すべきかどうかが問題になります。前回、「個人が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠

な利益」という基準で、憲法上の人権を認めるべきであるとの考え方を述べた次第ですが、その際、この基準に問題はないか、また、人権のインフレ化を招くことにならないかという課題を掲げました。

私は、幸福追求権とは、「個人が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠な利益」という基準を示しましたが、憲法学者の意見を調べてみますと、「個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体」であるとか、人格的自律権とする説が多数を占めています。その説明で実質上は問題ないと考えますが、何をもって人格的存在と云うのか、また、人格的自律権とは何か、という問題は哲学的な意味が含まれていますので、法律の考え方として適していないばかりか、社会の一般人にとつて分かりにくいように思います。「個人が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠な利益」としたほうが馴染みやすいし、社会一般の人の考え、つまり社会通念を人権問題の解決に反映させることができるかと考えてみました。

もっとも、「人間らしい」といい、「人格的生存」といいますが、そこからのような具体的権利が実際に導かれるかということになりますと、なかなか難しいのであります。裁判所ばかりでなく、学者も悩んでいるゆえんです。これまで、プライバシーの権利、環境権、日照

権、嫌煙権、健康権、平和的生存権など、幸福追求権を根拠とする新しい人権が主張されてきましたが、最高裁判所が正面から認めたのは、「私生活をみだりに公開されない権利」としてのプライバシーの権利だけでした。

そうした現実から、最高裁判所は、新しい人権を認めるのに厳しい態度で臨んでいるといった見解が一般的となつていますが、それはある意味で当然です。先にも触れましたが、憲法で規定されている基本的人権は、過去の長い歴史の中で、人間らしく生きる上で絶対に必要であると認められてきた重要なものを憲法で列挙したものだからです。これに対し、裁判所の判断は、明文の規定に基づかないものですから、恣意的・主観的判断に陥りがちです。そこで、何人も納得するような形で権利を認める必要が生じます。例えば、当該の利益について権利を認めないと、重大な不利益が生ずることを証明しなければならぬといった厳格審査基準が求められる訳です。

こうして、「個人が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠な利益」は、只今のところプライバシーの権利以外には認められていません。問題は、それでよいかにあります。実質的に「人間らしい生き方」が破たんしているのに救済しないのは、まさしく人権侵害ですから、最

高裁判所の判断を仰ぐ方法以外の対応を考える必要があります。

対応の最も明快な方法は、憲法を改正して、新しい人権についての規定を設けることです。しかし、憲法の改正はそう簡単ではありません。そこで、憲法改正以外の対応が求められますが、その最も民主的な方法は、立法的な解決です。

例えば、犯罪被害者の人権は人権規定に含まれていませんが、犯罪被害者等基本法で正面から認められるようになりました。また、障害者の人権については、障害者基本法が保障している訳で、新しい人権の法的保護が図られています。そのような実態からすると、最高裁判所の判断を待つ前に、「個人が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠な利益」については、立法的な対応が望ましいということになります。また、ヘイトスピーチに関連して、ある自治体に対応を考慮した例がありますが、条例等で自治体に対応するのも一つの選択肢として有意義であるように思います。

今回は、新しい人権の法的保護について、一般論を展開してみました。次回も、その具体的な例を検討することにします。

## 京都府自殺対策に関する条例について



京都府健康福祉部福祉・援護課  
自殺対策推進担当課長

大辻 忍

### ◆自殺の現状

昨年の京都府の自殺者数は471人、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は18.0であり、全国的にも自殺者数が急増した平成10年（自殺者数687人。自殺死亡率26.0）から大幅に減少するとともに、近年減少傾向にあります。

平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、国を挙げた自殺対策が進められる中、京都府においても、市町村、自殺対策に取り組む民間団体等と連携し、自殺対策に取り組んできた結果が、自殺者数の減少につながったと考えられます。

しかしながら、京都府内において、1日に1人以上の

方が自ら命を絶たれているという、依然として厳しい状況があります。

### ◆京都府のこれまでの取組

京都府では、これまで、国の地域自殺対策緊急強化交付金により造成した自殺対策基金等を活用し、また、福祉・援護課に自殺防止対策担当（現・自殺対策推進担当）を設置して、様々な自殺対策に取り組んできました。

なかでも、平成21年度に開設した京都府自殺ストップセンターにおいては、臨床心理士や精神保健福祉士などの資格を有する専門相談員が、死にたいほどの辛い悩み等を抱えている相談者の問題解決策とともに考えており、昨年度までに約2万件の相談をいただいております。

京都府自殺ストップセンター  
相談（月）（金）9時～20時（年末年始・祝日を除く。）  
電話 0570-783-797

また、平成24年度からはゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人）の養成に取り組み、これまでに府民、行政機関職員、医療関係者など約1万6千人をゲートキーパーとして養成してきました。

平成25年度には、府内の相談・支援機関が連携して、「京のいち支え隊」を結成し、街頭啓発や、様々な悩みを抱えた方の相談にワンストップで応じる「くらしとここ

ろの総合相談会」を府内各地で開催するなど、そのネットワークを活用した取組も進めているところでです。

◆都道府県初の条例を制定

こうした取組の成果もあり、近年、自殺者数は減少傾向にあります。それでも年間500人近くの方が自ら命を絶つておられます。また、自殺に関する正確な情報発信が十分でないことから、御遺族の方々には偏見に苦しまれています。

京都府では、こうした状況を重く受け止め、府民、市町村、事業主、自殺対策に取り組む民間団体等とともに、オール京都体制で自殺対策を推進していくため、都道府県では初めてとなる「京都府自殺対策に関する条例」を本年3月に制定いたしました。

◆条例の特徴

この条例の特徴のうち3点を御紹介いたしますと、1点目は、基本理念として「自殺の危機は何人にも発生し得る」ということを明記したことです。自殺の原因となり得る問題は、失業、多重債務等の経済・生活問題やうつ病等の健康問題など、誰もが自らの人生の様々な場面で抱える可能性があります。また、自殺を防止するためには、悩みを抱えた方を孤立させず、適切な支援を行うことが必要です。そうしたことを府民の皆様にも御理解いただき、京都府全体で自殺対策を進めていきたいと考

えています。

2点目は、自殺の防止等に関する気運を醸成するため、毎年3月1日を「京都いのちの日」として定め、この日を中心として、広報啓発等に集中的に取り組むこととしていることです。本年度の取組としては、「京都いのちの日記念シンポジウム」、「くらしとこころの総合相談会」などの実施を予定しており、こうした取組を通じて、府民が相互に支え合う気運を醸成したいと考えております。

3点目は、自殺対策を総合的、計画的に進めるため、自殺対策推進計画を策定することとしていることです。この計画については、本年中の策定を目指して、現在検討を進めているところであり、計画策定後は、計画に従って、評価・検証をしながら自殺対策を鋭意進めていきたいと考えております。

◆一人でも多く自殺者を減らすことを目指して

京都府では、これまでから市町村、自殺対策に取り組む民間団体等との協働のもとで自殺対策に取り組んできたところですが、今後も引き続き、この条例に基づいて、悩みを抱えた方の孤立を防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会の実現に向け、オール京都体制で様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

## アジア諸国と人権（その四二）



研究センター所長  
京都大学名誉教授

安藤 仁介

カンボディアはこうしてタイ、ヴェトナム双方から浸食されますが、一九世紀にはフランスがインドシナに進出し、一八六三年にカンボディアを保護領とします。しかし王政はそのまま存続し、一九四一年にノロドム・シアヌーク国王が即位します。ただしシアヌークは四五年、日本軍の仏印進駐・植民地政府解体に伴い、独立を宣言し、四九年の日本軍撤退後は、まずフランス連合内で限定独立、ついでフランスと交渉して五三年には完全独立を達成します。シアヌークは五五年、王位を父スラ

マリットに譲り退位、六〇年、国家元首に就任し、六四年には社会主義体制に移行して、ヴェトナム戦争では解放戦線を支援しました。ところが、一九七〇年シアヌークの外遊中に、親米派のロン・ノル元帥が政権を掌握し、国名をクメール共和国と改めて共和制に移行、七二年には大統領に就任したのです。シアヌークは北京に亡命し、七〇年にカンボディア民族統一戦線を結成して、右派との内戦が勃発します。

この間、七五年には共産党がプノンペンを陥落させ実権を掌握、翌年ポル・ポト党書記が首相に就任し、極端な無差別平等イデオロギーのもとで、私有財産廃止、都市住民の農村移住・農耕強制を実施し、不服・不平者は拘束・拘禁さらには処刑に踏み切り、カンボディアの人口を二百万も減少させた、といわれています。

七九年、ポル・ポト派に対する国民の不満を背に、ヴェトナムが軍事介入し、ポ・ト派に圧勝、ポ・ト派は

ゲリラ戦に転じましたが、九〇年代には主要な指導者の離脱・死亡などにより事実上消滅しました。

このように内戦が続く一方、王派の民族統一戦線、親米右派、親ヴェトナム人民評議会（人民党）、ポ・ト派の四者は、八八年ジャカルタで非公式協議を開始したが中断。ただしヴェトナム駐留軍がカンボディアから撤退。そのなかで、国際連合安全保障理事会の五常任理事国が、カンボディア最高国民評議会の設置と総選挙実施など、和平の包括的枠組みを提示し、四者もこれに合意して「カンボディア紛争の包括的政治解決に関する協定」（パリ和平協定）が成立しました。

同協定の実施を担保するため九二年、国際連合は二万四千人の要員派遣を決定し、明石康・国連事務次長が国連暫定統治委員会（UNTAC）代表に着任されました。UNTACは九三年に、まず憲法制定会議を実施しましたが、ポ・ト派はこれに参加せず、会議ではシアヌークを

国家元首に選出して、共同首相制が発足しシアヌークの息子ラナリットを第一首相、ヴェトナムを後ろ盾とするフン・センを第二首相とする連立政権が発足しました。ただし、ラナリットはポ・ト派と通じた罪で有罪とされましたが、恩赦で帰国を許されました。二〇〇六年には、新生カンボディア初の自前による総選挙が実施され、人民党が勝利して、フン・セン長期政権が成立しています。

以上の流れのなかで、ノロドム・シアヌーク（二〇一二年、亡命先の北京で死去）の役割は見過ごすことが出来ませんが、彼にはオポチュニスト的な側面があり、王政を維持しようとしていたことが認められる一面、社会主義的な制度を導入するなど、本当に何を国家の最終的な目標としていたか、不可解な点が残ります。その解明には、おそらくかなりの時間が必要でしょう。

なお現在でも「カンボディア王国 (Kingdom of Cambodia)」が正式な国家名です。

## 「死」について考えてみよう

ヨーロッパ人権裁判所「ランベール事件判決」



研究センター研究員  
甲南大学法学部教授

### 中井 伊都子

本年6月5日、ヨーロッパ人権裁判所大法廷は、安楽死をめぐる家族内の意見の対立によって広く世間の関心を集めた事件に一定の判断を下した。ランベール氏は7年前の交通事故によって脳を損傷し植物状態に陥ったため人工栄養水分補給治療が続けられてきた。妻と8人兄弟のうちの6名が、ランベール氏は以前から延命治療には否定的であったとして治療の中止を求めたのに対し、両親と2名の兄弟はこれに反対して対立したため、延命治療中止の合法性に関する判断が初めてフランスの最高行政裁判所であるコンセイユ・デタにゆだねられることになった。コンセイユ・デタは、植物状態で人工栄養水分補給に依存しているというだけでは2005年の「終

末期の患者の権利及び生命の終焉に関する法」(以下、2005年法)が禁止する「不合理に執拗な治療」に当たるわけではないとしつつも、患者が以前表明したとされる意思の確定と複数の専門家の報告書の検討から、治療中止の判断は合法であるとの結論を出した。この判決の前日、両親らはヨーロッパ人権裁判所(以下、裁判所)に対して治療中止はヨーロッパ人権条約第2条(生命についての権利)違反であるとして執行停止の訴えを行ったのである。裁判所は、ランベール氏と両親らの見解に相違がある以上、両親らがランベール氏に代わって生命についての権利侵害を申し立てる資格はないとしたうえで、本件を両親からの独自の訴えとして扱い、次のように判断した。「ヨーロッパ審議会構成国(47か国)内に患者の意思の重視ということ以外に生命維持治療の中止に関するコンセンサスが存在しない現状では、生命の終焉の問題は国家の裁量にゆだねられており、コンセイユ・デタが解釈した2005年法の法的枠組みと注意深く進められた意思決定過程は、条約第2条から生じる国家の積極的義務に合致している。」

フランスは、オランダやベルギーなどが2000年初めごろから行ってきた積極的安楽死を刑法上の犯罪としないための制度作りとその適用範囲の拡大という方向には進まず、通常医療における患者一般の権利法を制定し

たうえで終末期の患者の権利に関する2005年法を定めて、「不合理に執拗な治療の禁止」と「死期を早めてしまう効果を持つ苦痛緩和医療の容認」という方法を模索してきた。ところが禁止されている安楽死といわゆる二重効果を持つ緩和医療の区別が困難であることなどの理由で、実際の現場は緩和医療に前向きではなく、結果として延命治療を停止した患者の苦痛を増幅してしまうような事件まで発生した。このような現実の中で死を選択することを患者の権利として法律の中に位置づける方向へと議論が展開し、かねてから積極的安楽死の合法化を公約に掲げていたオランダ大統領の当選も重なって、「死ぬ権利」の法的保障へと動き出した矢先に起こったのが、このランベール事件であった。

2001年に安楽死法が制定されたオランダでは、安楽死による死亡者が年間死亡者の3%にのぼり、安楽死専門クリニックや安楽死基金が利用されている。ベルギーでは健康でありながら「生きるのに向いていない」と訴えた24歳の女性や強姦致死などで終身刑を宣告された受刑者の安楽死が認められたとの報道があった。スイスには外国人の安楽死を補助する機関があり、メディアカルツァーの名の下に2008年からの5年間で600人以上が利用したと発表されている。また昨年オレゴン州で脳腫瘍を患う女性が安楽死をインターネット上で公言

して実行した事件は記憶に新しく、その後カリフォルニア州も末期患者が医師の処方で命を絶つことを認める法案を可決している（アメリカでは6番目の州）。この報道を受けて一時日本でも安楽死・尊厳死に賛成か反対か、といった意見交換がマスコミを中心にさかんに行われたが、そこから何らの議論に発展することなく立ち消えになってしまった感がある。ちなみに昨年6月に閉会した国会に超党派議員連盟の提案による「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案」が提出される予定であったが、最終的な調整に失敗して見送られている。

積極的安楽死を認めている国や州が抱える問題はあまりに深刻で、いまだ命の終焉のあり方についての国民的議論も醸成されていない日本が参考にするべき方向とはかけ離れているように思われる。むしろ、老衰などに明確なルールを持たないままチューブにつながれた高齢者がその意思や死生観に反して人工的に生かされ続ける日本社会の現状に大きな示唆を与えるのは、ランベール事件と今後のフランスでの終末期に関する議論の展開であろう。人に「死ぬ権利」があるか否かを議論する前に検討すべきは、終末期の患者に対して中止が認められる治療に関する明確な基準と、本人の意思の重視、そしてそれが得られない場合の慎重な意思決定過程の設計であることを改めて考えさせられた。

## 生活困窮者自立支援法が スタートしました



研究センター専任研究員

矢野 亮

二〇〇〇年以降、福祉や教育、就労支援においても「社会的排除」という政策的な概念が定着してきました。社会的排除とは、様々な要因によって、社会的権利を保障する諸制度から、人びとが漏れ落ちている状況のことをさします。実際には、不安定就労層、ホームレス状態、DV被害、認定されていない難病や障害をもつ人びとなどが、諸制度の谷間に落ちて生存が脅かされた状態にあります。社会的排除は、こうした人々がいることを社会問題として提起しました。それだけではありません。社会的排除の重要な視点は、個人がどのような経緯で貧

困や排除の状態に至ったのかという過程についてさかのぼり、人びとを排除状態に追いやった要因とメカニズム（仕組み）を説明してきたことです。ホームレス状態にある人びとがどんな諸要因を経験してきたのか、その時間的な経緯を遡ってみていくことで、諸個人の背景にある制度や政策（の歴史）的な要因にまで迫ってきたのです。

本稿では、社会的排除という考え方を背景に、今年四月に施行された生活困窮者自立支援法とこれにもとづく制度について紹介したいと思います。

まず、この法律は「生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる」ものです。ここでいう生活困窮者とは、先にみた排除されている人びとのことです。厚労省は、同法にもとづく制度の理念として、「本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する『第二のセーフティネット』を全国的に拡大し、包括的な支援体系を創設するもの」であると、その理念を大々的にうたっています。

では「第二のセーフティネット」とはどういうことでしょうか。これを理解するには、生活保障のセーフティ

ネットの全体設計について知っておく必要があります。第一のセーフティネットとは、すなわち社会保険（年金、医療、雇用、労災、介護）のことです。もうひとつは、第三のセーフティネットとして位置づけられている社会扶助（社会手当、生活保護）のことです。これまでのセーフティネットのことを第一と第三と位置づけ、新たに第二のセーフティネットとして生活困窮者支援制度を創設するのには意味があります。旧来の第一と第三のセーフティネットは「働ける／働けない」という基準（ものさし）で、人びとの生活保障を制度設計してきました。国（政府）は、働ける人びとには社会保険（第一のセーフティネット）で、働けない人びとには社会福祉（第三のセーフティネット）で対応してきました。各セーフティネットの対象者を画一的な制度の基準で仕分け（選り分け）してきた結果として、どのセーフティネットにも救われないう生活困窮する人びとが生み出されてきたのです。「体は元気で働きたいけれども、仕事がない」、「仕事はあるけれども、働けるまでの状態にない」など。単純な基準で判別できない人びとが社会的に不利な状態におかれてきたのです。新制度は、第二のセーフティネットとして、こうした人びとを対象とする支援策として期待が寄せら

れるようになります。労働者でも福祉受給者でもない、複合的な要因をかかえた生活困窮者に対する自立支援であるため、総合的な支援（教育や就労、居住、保健医療、更生保護、権利擁護など）の組み立てが模索されています。具体的には、福祉事務所を設置する自治体が必要事業として教育や就労などのきめ細かい相談支援と事業利用のための個別プラン作成等を行います。すぐに就労することが難しい場合には中間的就労（訓練と一般就労との中間的な就労）が認められます。また、就労に向けた準備支援事業、期限付きで宿泊場所や衣食の提供等を行う事業、家計相談支援や子どもへの学習支援なども任意事業として実施され、各事業には国庫負担があります。

さいごに、この制度は地域再編をもたらす可能性があります。制度目標として「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を掲げているからです。この点を社会的排除という長期的観点から遡って眺めてみると、同和地区と呼ばれてきた地域で、新制度に該当する人々が多いことがわかってきます。

新たにスタートした生活困窮者支援が効果を発揮するかどうか。広く長期的な視点から人々が何から排除されるかに包摂されるのかを考えていく必要があります。

# 「マクリーン判決」再考



研究センター研究員  
大谷大学非常勤講師

古屋 哲

1978年最高裁のマクリーン判決は、在日外国人の権利を考える私たちにとって避けられない課題である。私は二年前からペルー人家族の退去強制令書取消訴訟を支援しているが、一審、二審の敗訴のあと家族が上告したため、私もあらためてこの判決と向き合うことになった。この家族は、20年前に偽名で来日した両親と日本で生まれ現在中学生と小学生高学年の姉弟からなる。両親はペルーに帰されれば子どもたちの成育に取り返しのつかない悪影響があると考え、在留特別許可を願いだしたがかなえられず、家族全員が退去強制令書を受けた。子どもたちはいまの学校と生活を続けたいと願っており、学

校の教師と地域の市民グループもこれを支援している。

さて、マクリーン判決は、▽法務大臣（入管局）は外国人の入国在留の許否を決定するさいに「広範な裁量権」を有し、▽憲法の人権保障は一部をのぞいて在日外国人にも及ぶ、としたうえで、この二つの関係をこう判示した。「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、…外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎ」ず、それは「在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障」ではない、と。行政処分と憲法の人権保障の位置を逆転させたこの判例は、多くの法律家を困惑させてきた。

最高裁判決はこの論理を事件に適用して、米国人マクリーン氏の行為は憲法に保障された政治活動でありうるが、法務大臣がこれを日本の国益を損なう行為とみなして在留期間更新を不許可にした処分は、裁量権の範囲内であって違法ではないと結論した。問題とされた行為は入管令改正反対、日米安保・ベトナム戦争反対のデモや集会への参加であった。

それ以降、今日まで、外国人にたいする入管の決定をめぐる裁判では、憲法や国際条約の保障する権利を主張しても同様の論理で退けられてきた。ペルー人家族の裁判でも、一審、二審とも、私たちは子どもたちの権利は憲法や国際条約で保障されていると論じたが、裁判官は、

それらが法務大臣の裁量権を「規範的に拘束」しないとの理由で、この点について判断すらしなかった。

ところで私は、マクリーン判決の逆さまな論理にも一理あると考えていた。在留資格制度は労働から宗教まで人のおもな活動を悉く制限するのだから、とても憲法上の権利や自由の保障と両立するとは考えられず（安念潤司氏の所論）、もしも出入国管理を根本的に否定するの でなければ、憲法の方を一部（当該個人にとっては全部）停止することも論理的な選択肢でありうるし、現実にならなっている、と。だが、ペルー人家族の裁判を手伝っているうちに、まだ考える余地があるように思えてきた。

最初は、マクリーン氏の事件とペルー人家族の場合との違いに気がついたことだった。子どもたちが不法滞在であるのは、たまたま違法状態にある両親に生まれたからにすぎない。だとすれば、かりに両親の不法入国が「悪質」で退去強制が強く求められるとしても、追放する必要のない子どもたちを、しかもその憲法上の権利を踏みにじってまで、国外退去させる理由は何なのか。一審判決は、両親を追放して子どもたちを日本に残せば子どもの「福祉」を害するから、家族を「一体のもの」として判断するという。そこで私たちがペルーの厳しい雇用状況やペルーにいる親族の貧困状態を説明したところ、二

審判決は、ペルーでの生活に「一定の困難」が生じても両親は「それを甘受すべき立場にある」という。子ども福祉はどこに行ったのか。

つまり、マクリーン判決では法務大臣の裁量権と憲法の人権保障は同一人物の同一行為において競合するが、ペルー人家族の判決ではそれぞれ別の人物の異なる行為への相反する国家作用として論じるべきであったところ、「憲法の人権保障は、在留制度のわく内で与えられている」という形式論理で済ませてしまったのである。だが、最高裁判決をいくら読んで、それが何の罪もない子どもたちを国外追放にするという不正義を容認するとは思えない。

最近、地裁高裁では、子どもの権利を主張する退去強制取消訴訟で原告側勝利の判決がいくつか現れている。おそらく裁判官も、この不正義に気がついたのだろう。これまでの入管裁判では、マクリーン判決の論理を拡大解釈してきたようだ。拡大解釈は早急に改められる必要がある。だが、それだけで収まるだろうか。この不正義、この逸脱が示しているのは、マクリーン判決の逆さまの論理を支える（国民―外国人）の法的区別にある、取り繕いがたい綻びではないだろうか。

## 数字でみる女性雇用者の 低賃金労働の実情



研究センター研究員  
神戸女学院大学教授

米田 眞澄

本年度日本は女性差別撤廃条約を批准して三〇年となりました。来年二月には日本の第七次と第八次レポートが審査されます。今年の八月初旬には、二月の審査ととりあげられる問題および課題が質問事項として発表されました。そのなかには、雇用における男女平等を促進するための包括的な政策の展開、女性が非正規雇用に占める割合の高さへの対処、同一価値労働同一賃金の確保のために想定された更なる措置を示すことが含まれています。ここでは、非正規雇用、正規雇用で働く女性の賃金がいかに低いかを、二〇一三年の数字をあげながらお話しします。

女性の正規雇用者は一九九七年の一七二万人をピークに減少し始めましたが、一方で非正規雇用者は増加し続けました。その結果、二〇〇三年には女性の正規雇用者の割合は初めて五割を切りました。それから一〇年の間に、女性の正規雇用者の割合は減少を続け、二〇一三年には女性雇用者二二三万人のうち四四・二％（二〇二七万人）になりました。昨年は、さらに下がって四三・四％（二〇一九万人）です。いったい、女性の正規雇用者の割合はどこまで下がっていくのでしょうか。

ちなみに今から三〇年前の男女雇用機会均等法が制定された一九八五年の女性の正規雇用者の割合は六七・九％でした。その翌年には均等法の施行にあわせて、「総合職」「一般職」の「コース別雇用管理制度」が多く企業の導入されていきました。当時は、「均等法元年」といわれ、「総合職一期生の女性」が誕生したことが話題にもなりました。この年に雇用された大卒女性たちは、二〇一三年には四九歳になりました。

女性の働き方の特徴は、よく「M字型カーブ」で表されます。「M字型カーブ」とは女性の労働力率を年齢階級別に示したグラフのことです。労働力率は年齢階級があがるにつれ上昇していきませんが、出産、育児期にあた

る三五歳から三九歳で落ち込みM字の「底」(六九・六%)を形成します。そして、子育てが一段落したのちに再就職する人が増えはじめ、再びピークとなるのが四五歳から四九歳(七六・一%)です。

M字の「底」が年々あがっていることはよく言われますが、五〇歳から五四歳の労働力率もあがっています(七四・九%)。M字の右の「山」は、四五歳から五四歳の年齢層によって形成されているといえます。「労働力調査」によれば、この年齢層では五二〇万人の女性が働いています。女性にとっても「働き盛り」の年代なのです。そのうち、非正規雇用者が三〇八万人、正規雇用者が二二二万人です。非正規雇用者に占める割合は五九・二%です。

「賃金構造基本統計調査」によれば、女性の非正規雇用者の平均賃金は女性の正規雇用者の約七〇%ですが、女性の正規雇用者の賃金は、年齢階級があがるにつれて実に穏やかではありませんが少しずつ上昇し四五歳から四九歳(約二八万七千円)でピークに達します。したがって、女性の非正規雇用者の平均賃金は正規雇用者の約六〇%になります。また、この年代でピークとなる女性の正規雇用者の平均賃金は、三五歳から三九歳の男性の正規雇用者の平均賃金(約三三万二千元)よりも低い

です。「働き盛り」の女性たちの多くが、いかに低い賃金で働いているかがわかります。

最後に、四五歳から五四歳までの女性たちが非正規雇用についた理由です。「労働力調査」によれば、最も多いのが「家計の補助・学費等を得たいから」(三五・一%)です。次に多いのが「自分の都合のよい時間に働きたいから」(二三・〇%)です。三番目が「家事・育児・介護と両立したいから」(一五・一%)、四番目が「正規雇用の仕事がないから」(一二・一%)です。

この数字が示すのは、もはや夫のみの給料では家計を賄うことができなくなっているということです。そして、家庭責任が女性にのみかかっているということです。二番目に多い「自分の都合のよい時間」ですが、この年齢層の女性にとって「家事や家族の世話に支障をきたさない程度の時間」が「自分の都合のよい時間」である場合が多いのではないかと私は思っています。

正規・非正規を含めた女性雇用者の低賃金労働と家庭責任を果たす女性の無償労働によって支えられている社会は、「男女共同参画社会」、「女性が輝く社会」にはほど遠い社会ではないでしょうか。

## 人権・同和教育のいま

### ―マイノリティのエンパワメントへの思い



研究センター研究員  
大阪市立大学大学院教授

### 阿久澤 麻理子

昨年、研究第五部（人権教育）では、大阪大学の委託を受けて「若者の共生意識調査<sup>1</sup>」を実施した。筆者にとつてその結果は、人権・同和教育の「今後のありかた」について深く考えさせられるものとなった。

調査は、京都、滋賀、大阪、兵庫、鳥取の国公立・私立一二大学の学部生を対象に二〇一四年四月に実施したもので、人権学習の経験とともに、多様なマイノリティに対する意識や関わりについてもたずねている。一、二回生を中心に（一、二回生が全体の七四％）、二八六七人

の回答を得た。

その中の一問が、マイノリティ集団との接触をたずねている。あなたの身近な人の中に、「障害のある人」「在日韓国・朝鮮人」「日本で暮らす外国の人（在日韓国・朝鮮人を除く）」「性的マイノリティ」「被差別部落の人」などがあるかどうか、「自分自身がそうである」「家族や親族にいる」「親しい友人にいる」「知人にいる」「いない、わからない」から一つを選ぼう求めたところ、「いない、わからない」と答えた割合が最も高かったのは、「被差別部落の人」で、八七・四％となった。その割合は、「性的マイノリティ」七八・九％、「在日韓国・朝鮮人」五六・五％、「日本で暮らす外国の人（在日韓国・朝鮮人を除く）」五一・七％、「障害のある人」四四・八％の中で断然高い。

大学入学以前に部落問題を学習した経験のある学生は全体の七一・三％であるから、「部落問題を知っているが、具体的な人との出会いはない」ということになる。また、そこには部落出身、あるいは、部落につながりがあっても、アイデンティティを知り学ぶ機会を持たなかった学

生も含まれているのではないかと思われる。

二〇〇二年三月、地対財特法が期限を迎え、人権教育・啓発において部落問題の学習機会が減じた、という声もあるが、法切れ直前やその後に小学生となった世代の七割が部落問題を学習しており、本調査の結果から見える課題の位相はやや異なると思われる。むしろ法切れにより、「法の対象地域」がなくなり、学校や社会教育が法的根拠のないまま、具体的な部落（地域）や出身者の姿を取り上げることが「差別になる」と認識されているがゆえに、教育・啓発が、抽象的に「部落差別はいけない」と教えることに留まり、学習者が具体的な地域や人の姿に出会わないという状況が見えてくる。

最近、筆者が実施した聞き取り調査では、小中学校の教員から「部落出身の子どもたちや地域の姿が見えないまま、手探りで同和・人権教育を実施せざるを得ない」という声も聞かれるようになった。もちろん、筆者は地域や出身を顕現させることを主張したいのではない。だが、当事者の姿が見えないまま、部落差別に共に向き合えない、仲間が差別を受けた時に、仲間を守ろうとする子ど

もどうしの関係性を築くことは可能なのか？手探りで「集団づくり」に取り組む教員の必死の思いを、筆者もまた同じ教職に就く者として共有したいと思う。

ところで、二〇一一年末、国連総会で採択された「人権教育と研修に関する国連宣言」には、エンパワーとか、エンパワメントという言葉が三回登場する。特に第五条は、マイノリティのエンパワメントに言及する大切な条文である。マイノリティが、自らの尊厳と、権利の主体であるという実感、「自分らしく生きる」力を取り戻すことが、人権教育がエンパワメントの教育たるゆえんである。

法期限後、多くの教員が手探りで、エンパワメントの教育に取り組んでいる。教室の中で、自分の目の前には、マイノリティの子どもがいるのだと、信じ、そして教師としての緊張感を持ちながら、エンパワメントのためのメッセージを伝えようとしている。

(1) 大阪大学未来戦略機構第五部門未来共生イノベーター博士課程プログラムより受託した。

## 新人ボランティア人権ガイドの紹介



ボランティア人権ガイド  
(六期生 二〇一四年度ガイド登録)

富楽 明美

「ボランティア人権ガイドの研修を受けませんか？」というメールを受け取り、ガイドの勉強になれば、との軽い気持ちで研修を受け始めたのですが、その内容の濃さに非常に驚きました。普段から町歩きやお庭のガイドをしていて、京都のことを少しは知っているつもりでしたが、初めて聞く話も多く、自分の不勉強を思い知らされました。幸い人権センターで何度も講座を行って頂き、また実地研修もありましたので、先輩ガイドの方々に学ばせて頂く事も多く、無事ボランティアガイドとして登録して頂けることになりました。

でも、実際にガイドとして話すにはまだまだ勉強不足

で、「これを読むと良いよ」と、先生方から教えて頂いた本をじっくり読みこみ、自分なりに資料を作りガイドに備えていました。「8月8日にガイドの依頼があるのですがいかがですか？」との連絡を頂き、ガイドが出来るという嬉しい気持ちと、大丈夫かな…という不安な気持ちもありましたが、ありがたくお受けしました。

ガイドの依頼は、岡崎の水平社創立の地の碑と清水寺でした。どちらも研修で訪れた場所でしたので、それなりに資料をまとめはいたのですが、分かりやすくお話しするにはどうすればいいかと考えました。先輩ガイドさんが絵図を使われていたことを思い出し、清水寺参詣曼荼羅を人権センターの図書室で見せて頂き、史料として使うことにしました。この図書室には人権に関わる書籍が集められており、ガイド登録者には貸出もして頂けるので、よく利用させて頂いています。世の中の膨大な書籍の中から、人権に関するものを自分の力だけで探すのは至難の技です。図書室はまさに宝の山。一般の方も閲覧は出来ますので、是非ご利用頂きたいと思います。

いよいよガイドの日が来ました。待ち合わせは京都駅、午前9時。天気予報は最高気温37度。熱中症には最善の注意を払わなくてははいけません。参加者の方も暑さを予測されていて、首にはタオルを巻かれ、軽装で来られて

いました。念のため、こまめに水分補給をして頂く事をお願いしました。

地下鉄に乗り、岡崎公園へ。琵琶湖疏水や岡崎に残る建築物の説明などしながら、京都美術館横にある水平社創立の地の碑へ向かいました。ここへは一週間前に下見に来たのですが、京都美術館の工事で石碑がフェンスで囲われて、見学出来ない状態になっていました。見学される方は連絡をしてください、との張り紙がありましたので、人権センターより連絡をしてもらい、当日はスムーズに見学することが

出来ました。下見の大切さを思い知らされた出来事でした。工事中で声を張り上げなければならなかったのは大変でしたが、皆さん熱心に聞いて下さいました。反省点としては、見る物が石碑だけなので、もう少し絵図などの資料を用意し



ておけば、わかりやすかったかと思いました。

岡崎より市バスに乗り、清水道で下車し清水寺へ。清水寺参詣曼荼羅をお見せしながら、昔の五条橋は今の松原橋であること、今の五条橋を架けたのは豊臣秀吉であることをお話すると、皆さん驚かれた様子。参道には非人と呼ばれ、差別された人達が住んでいたこと、観音信仰や、清水の由来になった音羽の滝の話なども、絵図をお見せしながら話すと分かりやすかったようです。阿豆流為・母禮の石碑の前で坂上田村麻呂の話をする、「こんな所に石碑があるって、教えてもらわなわからへんな」と言われました。清水寺を選ばれたのも、こんなに有名な観光地に人権の話があるとは思えなくて、知りたかったとのことでした。

差別されてきた人達の歴史は隠されてしまうことが多い、知らないが故に理解もされず、近づくことを避けてしまいます。古代からの歴史を広い視点で学んでいけば、人権問題が何であるかが理解でき、私たちがこれからすべきことも見えてくると思います。全国から京都へ学びに来てくださる方々に、より分かりやすいガイドが出来るよう、これからも沢山の方に教えて頂きながら続けていきたいと思っています。

「京都性暴力被害者  
ワンストップ相談支援センター」への期待



株式会社ウイメンズカウンセリング京都代表

井上 摩耶子

私たちウイメンズカウンセリング京都が、京都府から運営委託された「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」(京都SARA)は、八月十日にオープンした。

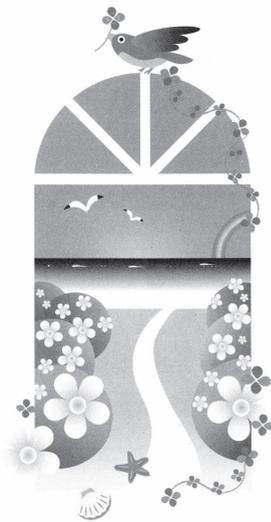
日本では、二〇一〇年四月に「性暴力救援センター・大阪」(SACHICO)が、七月に警察庁によって「ハートフルステーション・あいち」が開設された。ここ京都でも、二〇一四年、京都府の呼びかけによって、医師会、産婦人科医会、弁護士会、犯罪被害者支援センター、民間相談機関、府警本部、児童相談所などが集まり、ワンストップセンター準備検討会、設置検討会、十一月から翌年二月まで全十六回の支援員養成講座を開催し、八月

の開設が実現した。

全国的なワンストップセンターの形態としては、「病院」拠点型と「警察」拠点型が中心のようだが、京都では各機関の「連携型」を目指すということになった。私としては、各機関の経験している性暴力被害者支援のあり方は、当然その機関の性格や目的によって異なるものであると認識していたので、連携機関との忌憚のない話し合いによって、性暴力被害者へのより包括的、総合的な支援を創造できるのではないかと期待したのだが、それはそう簡単なことではなく、今後の課題だと思うようになった。

私たちフェミニストカウンセラーは、被害当事者を逆境から「生き延びた人」として尊敬の念をこめ「サバイバー」と呼んでいるのだが、私には、「サバイバー」拠点型とも呼べるようなワンストップセンターを創設したいという願望がある。そのためには、まず各連携機関が「被害女性の人権」「ジェンダー平等」の視点、つまり「女性性に対する暴力は、ジェンダーに起因する女性差別の一形態であり、歴史的に不平等な男女間の権力関係の表れであり、女性の人権に対する侵害である<sup>(注1)</sup>」という共通認識に立って「性暴力被害者支援」について討議する必要があると思うのだが、これがなかなか難しい。

ひとりで悩まず  
お電話ください



京都性暴力被害者ワンストップ  
相談支援センター

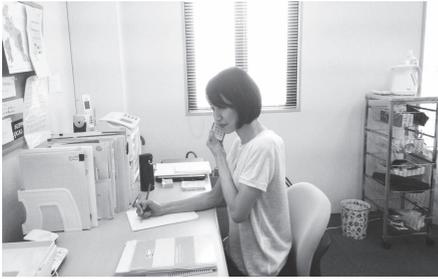
サ  
ラ  
京都SARA

(Sexual Assault Recovery Associate)  
“性暴力被害から回復する仲間”の頭文字です。

支援員養成講座にも講師として来てくださった小林美佳さんや大藪順子さんは、「見知らぬ男」からの性暴力（stranger rape）被害者である。おふたりの事件は、「見知らぬ男」に車の中に引きずりこまれ、あるいは「見知らぬ男」に部屋に侵入されて被害に遭うという「性犯罪」事件である。これに対して、上司や指導教授といった「顔

見知り」からの性暴力（acquaintance rape）はいまだ犯罪とは認められにくい。しかし、アメリカでは八〇％から九〇％が、日本でも七〇％から八〇％が「顔見知り」による被害とされている。

性暴力被害者支援の先進国では、「強姦や性暴力の定義は、徐々に強制力や暴力の行使を要件とするものから、



京都 SARA のスタッフ

同意がないことを要件とするものへと進化してきた<sup>(注一)</sup>、(傍点井上)とされているが、残念ながら日本では、いまだに強制力や暴力(＝暴行・脅迫)の補強証拠を提示できないケースは「性犯罪」として認められないという問題がある。しかし、私がウイメンズカウンセリング京都で出会い、民事訴訟の支援をしてきたサバイバーの方たちの多くは、この「顔見知り」の加害者からのケースである。さらに性暴力被害者と認識されないサバイバーには、「暴力的でもない相手だから、ほんとうに嫌だったのなら抵抗することも逃げ出すことだってできたでしょう!」という「強姦神話」に基づく被害者バッシング

グが浴びせられる。これは被害者への二次加害(second tap)であり、人権侵害である。

京都のワンストップセンターでは、公費負担で産婦人科での治療や検査、また一〇回のカウンセリング面接、連携機関への同行支援サービスなどを実施している。ジェンダーの視点に立つフェミニストカウンセラーとしては、この面接において、しっかりとサバイバーのナラティブ(語り)を聴き、すべての性暴力被害者のみならず、平等にエンパワメントされ、平等に健康・経済・社会・精神的支援を受けられるように、性暴力の社会的・法的定義を進化させたいと思う。

(注一) 国連 経済社会局女性の地位向上部署

『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ編訳、雪田樹里、福嶋由里子他訳、二〇一一年、信山社、八七頁

(注二) 同書、三八頁

## 2015年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で18年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

\*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

### ■ 講座日程表／講座内容

|    | 月日曜           | 種別           | 時間          | 講座名                                      | 講師    | 備考  |
|----|---------------|--------------|-------------|--|-------|-----|
| 7  | 10月23日<br>(金) | 講義           | 14:00～15:40 | 市民性教育と国際理解教育<br>～グローバルシティズンシップの育成を中心に～   | 藤原 孝章 | 第5部 |
| 8  | 11月6日<br>(金)  | 講義           | 14:00～15:40 | 戦後日本の出発と在日朝鮮人<br>～戦後70年を考る～              | 水野 直樹 | 第3部 |
| 9  | 11月25日<br>(水) | 講義           | 14:00～15:40 | 高齢者と同和問題<br>～政策に翻弄される老い衰えゆく人びととケア～       | 矢野 亮  | 第2部 |
| 10 | 12月9日<br>(水)  | 講義           | 14:00～15:40 | 女性の人権が保障される社会の実現に向けて<br>～女性差別撤廃条約批准30周年～ | 山下 泰子 | 第4部 |
| 11 | 12月18日<br>(金) | 講義<br>(旧ゆかり) | 14:00～15:40 | 京都・四条河原の歴史<br>～鴨川のほとりに生きた人びと～            | 下坂 守  | 第2部 |
| 12 | 1月29日<br>(金)  | 講義           | 14:00～15:40 | 人権の理念と人権問題                               | 大谷 實  | 理事長 |
|    |               | 修了式          | 15:40～15:50 | 研究センター理事長 大谷 實                           |       |     |

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」: 京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座

## 会場案内



## 講義会場

※受付：各回午後 1 時 30 分～

### 京都市立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入  
清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5 番出口  
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JR バス  
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

## 申込方法

### 受講料

1 回 1,000 円

※賛助会員は無料で受講できます。

### 受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又は FAX で申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。  
(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

|              |       |    |         |
|--------------|-------|----|---------|
| ・京都銀行        | 府庁前支店 | 普通 | 853685  |
| ・東京三菱 UFJ 銀行 | 京都支店  | 普通 | 1222396 |
| ・京都信用金庫      | 本店    | 普通 | 1269372 |
| ・京都中央信用金庫    | 本店    | 普通 | 1039688 |

### 申込先

#### 公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP：http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

## 世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)  
～2,000円(+税)

### 「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価  
8,200円(+税)

### 創立10周年記念出版

#### 「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



◎定価  
1,800円(+税)

### 「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



### 季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価 各号  
2,500円(税込)

### 「研究紀要」の刊行(年1回発行)

当センターでは、「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門で研究を行っており、毎年、当研究センター研究員の個人研究の成果を公表しています。



◎定価  
2,000円(+税)

### 創立20周年記念出版 「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。

### お詫びと訂正

2015年9月発行の人権問題研究叢書第13号については下記のとおり訂正し、お詫びいたします。

| 正 誤 表   |    |       |
|---------|----|-------|
| 頁       | 誤  | 正     |
| P2 5行目  | 対戦 | 大戦    |
| P35 3行目 | 銅鐸 | 銅矛(鉞) |

## 「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円(学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎特典
  - ・『グローブ』(季刊:年4回発行)『年報』の無償送付
  - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
  - ・「人権大学講座」の無料受講
  - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
  - ・当センター主催の講演会等への優先案内

## 歴史のなかの人権文化

定価 1,500円 (税別)



## 人権問題研究叢書

- |  |   |   |   |  |  |   |   |  |  |  |   |  |
|--|---|---|---|--|--|---|---|--|--|--|---|--|
| ⑬ 歴史のなかの人権文化<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑫ 職能民へのまなざし<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 二〇〇〇円<br>+税 | ⑪ 講座・人権ゆかり<br>の地をたずねて<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑩ 部落実態調査の書誌的研究<br>二〇一三年度講演録<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑨ 講座・人権ゆかり<br>の地をたずねて<br>二〇一二年度講演録<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑧ 講座・人権ゆかり<br>の地をたずねて<br>二〇一一年度講演録<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑦ 歴史のなかの女性の人権<br>田端泰子 著<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑥ 京都の中の渡来文化<br>上田正昭 著<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ⑤ 人権から見た近代京都<br>秋定嘉和 著<br>定価 一〇〇〇円<br>+税 | ④ 講座・人権ゆかり<br>の地をたずねて<br>二〇一〇年度講演録<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ③ 朝鮮通信使と京都<br>仲尾 宏 著<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | ② アイス・台湾・国際人権<br>安藤仁介 著<br>定価 一〇〇〇円<br>+税 | ① 救済の社会史<br>世界人権問題<br>研究センター 編<br>定価 一〇〇〇円<br>+税 |
|--|---|---|---|--|--|---|---|--|--|--|---|--|

— 公益財団法人 世界人権問題研究センター刊 —

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



## 公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)